

熱供給事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

20260204 資庁第5号
20260206 G局第2号
環地温発第2602125号
令和8年2月13日

経済産業省資源エネルギー庁長官
経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官
環境省地球環境局長

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第6項第2号イの規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数並びに温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）第20条の2第3項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数の算出及び公表について、下記のとおり定め、令和8年2月13日より適用する。

なお、「熱供給事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20250220 資庁第1号・20250217 G局第3号・環地温発第2502204号）は、令和8年2月13日をもって廃止する。

記

1. 総論

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）及びこれに基づく報告命令に基づき、特定排出者（温対法第26条第1項に規定する特定排出者をいう。以下同じ。）が事業活動に伴う温室効果ガスの排出（温対法第2条第4項で定めるものをいう。以下同じ。）量を国に報告する際、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量については、

- ① 算定省令第2条第6項第2号イの規定に基づき、国が公表した熱供給事業者（熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第3項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。）ごとの排出係数
- ② 算定省令第2条第6項第2号ロに規定するところにより、実測等に基づく係数として適切であると認められるもの
- ③ 算定省令第2条第6項第2号ハの規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣

が公表する係数（以下「代替値」という。）のいずれかを用いて算定することとされている。ただし、①により算定することができないときは②、②により算定することができないときは③を用いることとする。

また、温対法第 60 条の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をすることとされている。

上記に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、

- (1) 特定排出者による他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定の適正な実施を確保し、自主的な二酸化炭素の排出の量の削減抑制に資するため、
- (2) 事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、

熱供給事業者が、事業者ごとの排出係数の公表¹を希望する場合について、事業者ごとに基礎排出係数及び調整後排出係数並びにこれらを求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該係数を特定排出者の温室効果ガス算定排出量の算定の対象となる年度（以下「排出量算定対象年度」という。）に公表することとする。

2. 基礎排出係数

(1) 基礎排出係数の算出方法

熱供給事業者ごとの基礎排出係数は、排出量算定対象年度の前年度（以下「係数算出対象年度」という。）の基礎二酸化炭素排出量を、係数算出対象年度の当該熱供給事業者が小売供給した熱量 (GJ)（以下「販売熱量」という。）で除して算出する。なお、基礎二酸化炭素排出量は、(3)で規定する一次基礎二酸化炭素排出量から、排出量調整無効化（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量（国内又は海外における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の移転ができない状態にすることをいう。以下同じ。）した、別紙 1 に掲げる国内認証排出削減量（再生可能エネルギー熱（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 4 条に規定するものをいう。以下同じ。）を熱に変換する設備及びその附属設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られ

¹ 排出係数の公表については、熱供給事業法の適用を受けている当該事業者の営業地域ごとの公表でも可能とする。その場合の係数の算出方法については、事業者ごとの算出方法と同様とする。

る熱をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)(以下「再生可能エネルギー熱に係る国内認証排出削減量」という。)を控除した量である。

ただし、自らが製造した再生可能エネルギー熱に係る国内認証排出削減量を他の者に移転した場合は、その移転量を一次基礎二酸化炭素排出量に加えなければならない。

また、今後新たに熱供給事業者として熱を小売供給する事業に参入する者(以下「新規参入者」という。)の参入年度及び参入の次年度における係数の算出については、別紙2に定める方法による。

(2) 料金メニューに応じた排出係数の設定

料金メニューに応じた排出係数(以下「メニュー別排出係数」という。)のうち、料金メニューに応じた基礎排出係数(以下「メニュー別基礎排出係数」という。)の公表を希望する場合には、熱供給事業者ごとの一次基礎二酸化炭素排出量(排出量調整無効化した、別紙1に掲げる国内認証排出削減量(再生可能エネルギー電気(太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。以下同じ。)に係るものに限る。以下「電気に係る国内認証排出削減量」という。)及び非化石証書(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号)第4条第1項第2号に規定する非化石証書をいう。以下同じ。)に係る二酸化炭素削減相当量(以下「電気に係る国内認証排出削減量等」という。)を除く。)を料金メニューごとの販売熱量に応じ按分した量から、熱供給事業者等が排出量調整無効化した再生可能エネルギー熱に係る国内認証排出削減量及び電気に係る国内認証排出削減量等を料金メニューごとに仕分けし、控除することにより算定したメニュー別基礎二酸化炭素排出量(以下「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」という。)を、熱供給事業者別の料金メニューごとの販売熱量で除して、メニュー別基礎排出係数を算出することができる。詳細は別紙3のとおり。

(3) 一次基礎二酸化炭素排出量

① 一次基礎二酸化炭素排出量の把握

一次基礎二酸化炭素排出量は、小売供給した熱全体に係るものとする。

② 販売熱量の把握

販売熱量は、熱の取引に用いる計量器における熱の供給量とする。

③ 一次基礎二酸化炭素排出量の算定方法

一次基礎二酸化炭素排出量は、以下のア及びイの合計量とする。

ア. 自ら製造した熱に係る排出量

熱製造に用いた燃料及び電気の使用に伴う基礎二酸化炭素排出量については、i 及び ii の合計量とする。

i 熱製造に用いた燃料

熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量については、算定省令別表第 1 に定める燃料の使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び 44/12 を乗じて算定する。

なお、燃料として都市ガスを使用し、その調達先の算定省令第 2 条第 3 項第 1 号に規定するガス事業者ごとの基礎排出係数が公表されている場合は、都市ガスの使用量に当該基礎排出係数を乗じて二酸化炭素排出量を算定する。

ii 熱製造に用いた電気

熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量については、以下の調達先より得られる情報等に応じて算定した A、B 及び C の合計量から電気に係る国内認証排出削減量等を控除した量とする。

ただし、熱供給事業者が製造する電気に係る国内認証排出削減量を他の者に移転した場合は、その移転量を加えなければならない。

A) 電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者及び同項第 9 号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）から受電している場合

調達電力量に調達先の算定省令第 2 条第 5 項第 1 号に規定する電気事業者ごとの基礎排出係数（国が公表している電気事業者ごとの排出係数）を乗じて算定した量。

なお、ビルオーナーが電気事業者から受電した電気を、そのまま熱供給事業者がテナントとして供給を受けている場合、電気事業者から受電していると見なすことができる。

B) 日本卸電力取引所や発電者等から電気を調達している場合

電気の調達先より得られる情報に応じて算定した a、b、c 及び d の合計量に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下単に「固定価格買取制度」という。）による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力量相当量に固定価格買取制度以外で国への設備登録が完了した非化石電源（以下「非 F I T 非化石電源」という。）からの調達量を加えた電力量（以下「固定価格買取及び非 F I T 非化石電気の調達による調整電力量²」という。）に、毎年度国が公表する全国平均係数を乗じて算定した二酸化炭素排出量（以下「固定

² 「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20241120G局第 1 号・20241120 資庁第 1 号・環地温発第 2411223 号）参照。

価格買取及び非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量³という。)を加算した量。

a) 日本卸電力取引所から調達している場合

調達電力量に日本卸電力取引所が公表している係数を乗じて算定した量。

b) 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者(以下「発電者」という。)から調達している場合

調達電力量に、調達先の発電者又は事業所ごとの基礎排出係数を乗じて算定した量。当該基礎排出係数は、係数算出対象年度に当該発電者又は当該事業所において発電のために投入した算定省令別表第1(29の項から35の項までを除く。)に定める燃料の使用量に、燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び44/12を乗じたもの(ただし、燃料として都市ガスを使用した場合は、都市ガスの使用量にその調達先のガス事業者ごとの基礎排出係数(国が公表しているガス事業者ごとの排出係数。当該基礎排出係数が公表されていない場合は、算定省令第2条第3項第2号に規定するところにより実測等に基づく係数として適切であると認められるもの。当該係数が不明の場合は代替値)を乗ずる。)を当該発電者又は事業所で発電した電気の量で除することにより当該発電者が算出し、算出の結果を熱供給事業者に提供する。

c) 特定卸供給に係る取引により電気事業法第2条第1項第7号ロに規定する特定卸供給を行う事業を営む者(以下「特定卸供給事業者」という。)から調達した場合

調達電力量に、特定卸供給事業者がbに従って算出した当該特定卸供給事業者別又は事業所ごとの基礎排出係数を乗じて算定した量。

d) a～c以外の者から調達し、排出係数が特定できる場合

調達電力量に、実測等に基づく排出係数として適切と認められるものを乗じて算定した量。

C) 調達電力量は判明するが、排出係数が特定できない場合

他の者から調達した電気について基礎二酸化炭素排出量を算定することが困難である場合は、当該調達電力量に代替値を乗じて算定した量。

イ. 他の者から調達した熱に係る排出量

他の者から調達した熱の基礎二酸化炭素排出量については、以下の調達先から得られる情報に応じて算定したi及びiiの合計量とする。

i 提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できる場合

³ 「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(20241120G局第1号・20241120資庁第1号・環地温発第2411223号)参照。

調達熱量に、調達先から得られる当該情報に基づく調達先の熱供給事業者の一次基礎二酸化炭素排出量を販売熱量で除して算出した排出係数を乗じて算定した量。

なお、調達した熱が廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものである場合、排出係数を零として算定する。

- ii 提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できない場合
調達熱量に代替値を乗じて算定した量。

なお、基礎二酸化炭素排出量の算定に当たり、コージェネレーションシステムによる発電については、当該システムに投入された化石燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量を、別紙 4 に定める方法で電気と熱に按分することにより算定する。

- (4) 国内認証排出削減量及び非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量の把握方法
熱供給事業者等が排出量調整無効化した別紙 1 の国内認証排出削減量及び非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量は以下の方法により把握する。

注) 基礎排出係数の算出に用いた国内認証排出削減量及び非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量については、温対法第 26 条第 1 項に基づき特定排出者が国に報告する基礎温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

- ① 自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量

排出量調整無効化した国内認証排出削減量の種類ごとに、当該年度の基礎排出係数の算出に用いる量を把握し、算出結果を裏付ける資料（以下「根拠資料」という。）のうち表 3 に必要事項を記載し提出する。

注) 自らが他の者の代理として排出量調整無効化を実施した場合には、その国内認証排出削減量については、自らの基礎排出係数の算出に用いることはできない。

- ② 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した国内認証排出削減量

国内認証排出削減量を自らの代わりに他の者が排出量調整無効化（以下「代理無効化」という。）した場合には、排出量調整無効化した国内認証排出削減量の種類ごとに、当該年度の基礎排出係数の算出に用いる量を把握し、根拠資料のうち表 4 に必要事項を記載し提出する。

注) 代理無効化を行った他の者が熱供給事業者である場合、根拠資料に記載された国内認証排出削減量を当該他の者の基礎排出係数の算出に用いることはできない。

- ③ 国内認証排出削減量の排出量調整無効化期間について

基礎二酸化炭素排出量の調整に用いられる国内認証排出削減量は、係数算出対象年度中に排出量調整無効化されたものを対象とする。

また、係数算出対象年度の翌年度の 4 月 1 日から翌々年度 5 月 31 日までの間

に排出量調整無効化がなされた国内認証排出削減量については、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなし、基礎排出係数の算出に用いることができるものとする。

ただし、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から翌々年度5月31日までの間に排出量調整無効化がなされ、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなされた国内認証排出削減量については、係数算出対象年度の翌年度以降の基礎排出係数の算出に用いることはできない。

なお、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなされた認証排出削減量は、基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の両方の調整に用いることができる。

④ 固定価格買取及び非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量

固定価格買取及び非FIT非化石電気の調達による調整電力量に、毎年度国が公表する全国平均係数を乗じて、固定価格買取及び非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を算定し、その内訳を根拠資料のうち表9に記載して提出する。

3. 調整後排出係数

(1) 調整後排出係数の算出方法

熱供給事業者ごとの調整後排出係数は、係数算出対象年度における調整後二酸化炭素排出量(t-CO₂)を、係数算出対象年度の販売熱量で除して算出する。

なお、調整後二酸化炭素排出量は、(3)で規定する一次調整後二酸化炭素排出量から、排出量調整無効化した別紙1に掲げる国内認証排出削減量(電気に係る国内認証排出削減量等及び他の者に移転した国内認証排出削減量を除く。)及び海外認証排出削減量に係る二酸化炭素削減相当量を控除した量とする。ただし、自らが製造した再生可能エネルギー熱に係る国内認証排出削減量を他の者に移転した場合は、その移転量を一次調整後二酸化炭素排出量に加えなければならない。

(2) 料金メニューに応じた排出係数の設定

料金メニューに応じた調整後排出係数(以下「メニュー別調整後排出係数」という。)の公表を希望する場合には、熱供給事業者ごとの一次調整後二酸化炭素排出量(電気に係る国内認証排出削減量等を除く。)を料金メニューごとの販売熱量に応じ按分した量から、排出量調整無効化した別紙1に掲げる国内認証排出削減量(他の者に移転した国内認証排出削減量を除く。)及び海外認証排出削減量並びに非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量(以下「国内及び海外認証排出削減量等」という。)を料金メニューごとに仕分けし、控除することにより算定したメニュー別調整後二酸化炭素排出量を、熱供給事業者別の料金メニューごとの販売熱量で除して、メニュー別調整後排出係数を算出することができる。詳細は別紙3のとおり。

(3) 一次調整後二酸化炭素排出量

一次調整後二酸化炭素排出量 (t-CO₂) は、以下のア及びイの合計量とする。

ア. 自ら製造した熱に係る排出量

熱製造に用いた燃料及び電気の使用に伴う調整後二酸化炭素排出量については、次の i 及び ii の合計量とする。

i 熱製造に用いた燃料

熱製造に用いた燃料に係る調整後二酸化炭素排出量については、算定省令別表第 1 (29 の項から 35 の項までを除く。) に定める燃料の使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び 44/12 を乗じて算定する。

なお、燃料として都市ガスを使用し、その調達先のガス事業者ごとの調整後排出係数が公表されている場合は、都市ガスの使用量に当該調整後排出係数を乗じて算定する。

ii 熱製造に用いた電気

熱製造に用いた電気に係る調整後二酸化炭素排出量については、以下の調達先より得られる情報等に応じて算定した A、B 及び C の合計量から、電気に係る国内認証排出削減量等を控除した量とする。

ただし、熱供給事業者が製造する電気に係る国内認証排出削減量を他の者に移転した場合は、その移転量を加えなければならない。

A) 電気事業者から受電している場合

調達電力量に調達先の電気事業者ごとの調整後排出係数 (国が公表している電気事業者ごとの排出係数) を乗じて算定した量。

なお、ビルオーナーが電気事業者から受電した電気を、そのまま熱供給事業者がテナントとして供給を受けている場合、電気事業者から受電しているとなすことができる。

B) 日本卸電力取引所、発電者及び特定卸供給事業者から電気を調達している場合

電気の調達先より得られる情報に応じて算定した a、b、c 及び d の合計量に固定価格買取及び非 F I T 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量を加算した量。

a) 日本卸電力取引所から調達している場合

調達電力量に日本卸電力取引所が公表している係数を乗じて算定した量。

b) 発電者から調達している場合

調達電力量に、調達先の発電者又は事業所ごとの調整後排出係数を乗じて

算定した量。当該調整後排出係数は、係数算出対象年度に当該発電者又は当該事業所において発電のために投入した算定省令別表第1（29の項から35の項までを除く。）に定める燃料の使用量に、燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び44/12を乗じたもの（ただし、燃料として都市ガスを使用した場合は、都市ガスの使用量にその調達先のガス事業者ごとの調整後排出係数（国が公表しているガス事業者ごとの調整後排出係数。当該調整後排出係数が公表されていない場合は、算定省令第2条第6項第2号口に規定するところにより実測等に基づく係数として適切であると認められるもの。当該係数が不明の場合は代替値）を乗じたものとする。）を当該発電者又は事業所で発電した電気の量で除することにより当該発電者が算出し、算出の結果を熱供給事業者提供する。

c) 特定卸供給に係る取引により特定卸供給事業者から調達した場合

調達電力量に、特定卸供給事業者がbに従って算出した当該特定卸供給事業者別又は事業所ごとの調整後排出係数を乗じて算定した量。

d) a～c以外の者から調達し、排出係数が特定できる場合

調達電力量に、実測等に基づく排出係数として適切と認められるものを乗じて算定した量。

C) 調達電力量は判明するが、排出係数が特定できない場合

他の者から調達した電気について調整後二酸化炭素排出量を算定することが困難である場合は、当該調達電力量に代替値を乗じて算定した量。

イ. 他の者から調達した熱に係る排出量

他の者から調達した熱の調整後二酸化炭素排出量については、以下の調達先より得られる情報に応じて算定したi及びiiの合計量とする。

i 提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できる場合

調達熱量に、調達先から得られる当該情報に基づく調達先の熱供給事業者の一次調整後二酸化炭素排出量を販売熱量で除して算出した排出係数を乗じて算定する。

なお、調達した熱が廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものである場合、排出係数を零として算定する。

ii 提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できない場合

調達熱量に省令の排出係数を乗じて算定する。

(4) 国内及び海外認証排出削減量等把握方法

熱供給事業者等が排出量調整無効化した別紙1の国内及び海外認証排出削減量等は以下の方法により把握する。

注) 調整後排出係数の算出に用いた国内及び海外認証排出削減量等については、温対法第26条第1項に基づき特定排出者が国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用

いることはできない。

- ① 自ら排出量調整無効化した国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量（以下「国内及び海外認証排出削減量」という。）

排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、根拠資料のうち表3又は表5のいずれかに必要事項を記載し提出する。

注) 自らが他の者の代理として排出量調整無効化を実施した場合には、その国内及び海外認証排出削減量については、自らの調整後排出係数の算出に用いることはできない。

- ② 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量
国内及び海外認証排出削減量を自らの代わりに他の者が代理無効化した場合には、排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量の種類ごとに、当該年度の調整後排出係数の算出に用いる量を把握し、根拠資料のうち表4又は表6のいずれかに必要事項を記載し提出する。

注) 代理無効化を行った他の者が熱供給事業者である場合、根拠資料に記載された国内及び海外認証排出削減量を当該他の者の調整後排出係数の算出に用いることはできない。

- ③ 国内及び海外認証排出削減量の排出量調整無効化期間

調整後二酸化炭素排出量の調整に用いることができる国内及び海外認証排出削減量は、係数算出対象年度中に排出量調整無効化されたものとする。

また、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から翌々年度5月31日までの間に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなし、調整後排出係数の算出に用いることができるものとする。

ただし、係数算出対象年度の翌年度の4月1日から翌々年度5月31日までの間に排出量調整無効化がなされ、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象年度の翌年度以降の調整後排出係数の算出に用いることはできない。

なお、係数算出対象年度内に排出量調整無効化されたものとみなされた認証排出削減量は、基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の両方の調整に用いることができる。

- ④ 固定価格買取及び非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量
2.(4)④に記載の通り。

4. 基礎排出係数及び調整後排出係数の設定及び公表までの手続等

排出量算定対象年度において、以下の手続により、熱供給事業者ごとの基礎排出係

数、調整後排出係数及びメニュー別排出係数を公表する。

(1) 手続について

① 基礎排出係数及び調整後排出係数の設定及び公表を希望する熱供給事業者は、係数算出対象年度における次のアからオまでを、根拠資料とともに、排出量算定対象年度の翌年度の当初（X+1年6月半ば頃を想定）までに、国に提出する。

ア. 基礎二酸化炭素排出量

イ. 調整後二酸化炭素排出量

ウ. 販売熱量

エ. 基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の調整に用いた国内及び海外認証排出削減量等の排出量調整無効化等に係る情報

オ. アからエまでを基に算出した事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数

② メニュー別排出係数の設定及び公表を希望する熱供給事業者は、係数算出対象年度における上記アからオまでに加え次のカ及びキを算出し、算出の結果を根拠資料とともに、排出量算定対象年度の翌年度の当初（X+1年6月半ば頃を想定）までに、国に提出する。

カ. 基礎排出係数及びメニュー別基礎排出係数

キ. 調整後排出係数及びメニュー別調整後排出係数

③ 国は、提出された熱供給事業者ごとの基礎排出係数、調整後排出係数及びメニュー別排出係数並びに根拠資料の内容を確認する。

④ 国は、内容を確認した熱供給事業者ごとの基礎排出係数、調整後排出係数及びメニュー別排出係数を取りまとめ、当該熱供給事業者の名称とともにウェブサイト（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のウェブサイトをいう。以下同じ。）にて公表する。

(2) 事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の更新

国は、4.(1)の手続により、事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を毎年更新の上、6月末頃を目途に公表する。

(3) 前年度報告との比較・分析

基礎排出係数及び調整後排出係数の報告に当たっては、前年度報告実績がある場合は当該実績を併記するとともに、前年度との差異についてその要因を分析し、理由も付記して報告する。

(4) 係数及び根拠資料の再提出について

国は、提出を受けた基礎排出係数及び調整後排出係数の報告について、算定式の

変更や計算誤り等により、その報告された内容が適切でないと認められるときは、その内容について必要な修正、その他必要な措置を求めることができる。

5. 算出方法等を変更する場合の手続

基礎排出係数及び調整後排出係数の設定に係る基本的な考え方並びに具体的な算出方法を変更する場合には、以下に定める手続による。

① 専門家等の助言を踏まえた検討

経済産業省資源エネルギー庁長官及び経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官並びに環境省地球環境局長の私的検討会である「温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」において、専門家の助言を得て、確定させる。

② パブリックコメントの実施

変更案については、パブリックコメントの手続を実施する。

6. 備考

本文中「算定省令第2条第6項第2号」とあるのは、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和8年経済産業省・環境省令第1号）の施行後においては、「算定省令第2条第6項第3号」とする。